

8 記念事業の PR

○横断幕等の設置

新本庁舎へ、横断幕等を設置します。

○のぼり旗の設置

市役所各庁舎などに、PR 用のぼり旗を設置します。

○卓上のぼり旗の設置

市役所各庁舎のカウンター及び市内のご協力いただける事業所等に卓上のぼり旗を設置します。

○特設ホームページを開設

市ホームページ内に、10 周年記念事業特設ページを開設し、記念事業の PR を行います。

9 組織（推進体制）

○安曇野市制施行 10 周年記念事業 市民会議

任期 平成 26 年 7 月 4 日～平成 27 年 3 月 31 日

（敬称略、順不同）

役 職	氏 名	所属団体等	備 考
会 長	齊藤 正昭	安曇野市商工会	
副会長	丸山 庄一	安曇野市観光協会	
委 員	遠藤 正壽	安曇野工業会	
委 員	佐藤 克彦	八十二銀行 豊科支店	平成 27 年 3 月 16 日まで
委 員	馬場 智義		平成 27 年 3 月 17 日から
委 員	千國 茂	あづみ農業協同組合	
委 員	伊藤 茂	松本ハイランド農業協同組合	
委 員	降旗 俊宏	あづみ野テレビ株式会社	
委 員	花村 薫	あづみ野エフエム放送株式会社	
委 員	田村 浩	安曇野市区長会	
委 員	清水 祥二	安曇野市校長会	
委 員	原 良通	安曇野市内高等学校 校長会	
委 員	栗原 裕	安曇野市 PTA 連合会	
委 員	長島 美樹	安曇野市保育園保護者会連絡協議会	
委 員	山田 賢一	安曇野市子ども会育成会連合会	
委 員	下里 安生	安曇野市体育協会	
委 員	降旗 幸子	安曇野市芸術文化協会連絡協議会	
委 員	樋口 眞	安曇野市社会福祉協議会	
委 員	松嶋 隆徳	安曇野市民生児童委員協議会	
委 員	若宮 昭三	安曇野市老人クラブ連合会	
委 員	臼井 咲子	安曇野市男女共同参画推進審議会	平成 26 年 12 月 1 日まで
委 員	高山 正宣		平成 26 年 12 月 2 日から
委 員	平林 徳子	安曇野市議会	

○ 安曇野市制施行 10 周年記念事業 庁内推進本部

市長
副市長
教育長
総務部長
政策部長
財政部長
市民生活部長
福祉部長
保健医療部長
農林部長
商工観光部長
都市建設部長
上下水道部長
教育部長
議会事務局長

○ 安曇野市制施行 10 周年記念事業 庁内検討部会

議会事務局次長 総務管理課長 職員課長 危機管理課長 人権男女共同参画課長 庁舎建設推進課長 秘書広報課長 情報統計課長 財政課長 市民税課長 資産税課長 収納課長 財産管理課長 地域づくり課長 市民課長 環境課長 廃棄物対策課長 豊科支所地域課長 穂高支所地域課長 三郷支所地域課長 堀金支所地域課長 明科支所地域課長 長寿社会課長 福祉課長 子ども支援課長 健康推進課長 介護保険課長 国保年金課長 農政課長 耕地林務課長 商工労政課長 観光交流促進課長 監理課長 建設課長 都市計画課長 建築住宅課長 経営管理課長 上水道課長 下水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化課長 図書館交流課長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

10 これまでの会議経過

○ 市民会議

第1回 平成26年7月4日

第2回 平成26年12月2日

第3回 平成27年3月27日

○ 庁内推進本部

第1回 平成26年11月25日

第2回 平成27年2月16日

○ 庁内検討部会

第1回 平成26年5月30日

第2回 平成26年10月8日

第3回 平成26年11月17日

第4回 平成27年2月9日

○ 会議経過

日 程		内 容
平成26年	5月30日	第1回 庁内検討部会
	7月4日	第1回 市民会議
	10月8日	第2回 庁内検討部会
	11月17日	第3回 庁内検討部会
	11月25日	第1回 庁内推進本部
	12月2日	第2回 市民会議
平成27年	2月9日	第4回 庁内検討部会
	2月16日	第2回 庁内推進本部
	3月27日	第3回 市民会議

11 設置要綱

○安曇野市制施行10周年記念事業市民会議設置要綱

平成26年7月1日告示第369号

安曇野市制施行10周年記念事業市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市制施行10周年記念事業(以下「記念事業」という。)の実施計画の策定にあたり、安曇野市制施行10周年記念事業市民会議(以下「市民会議」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 記念事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 市民参加等の協力体制の構築及び調整に関すること。
- (3) 記念事業の広報に関すること。
- (4) その他記念事業の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表に定める団体からの推薦による者を市長が委嘱する。

(役員)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第6条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、平成27年3月31日までとする。

2 委員等がその職を離れたときは、当該委員の属する団体から選出された後任者が新たな委員となる。

3 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、平成26年7月1日から施行する。

2 この告示は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

団体名
安曇野市商工会
安曇野市観光協会
安曇野工業会
八十二銀行 豊科支店
あづみ農業協同組合
松本ハイランド農業協同組合
あづみ野テレビ株式会社
あづみ野エフエム放送株式会社
安曇野市区長会
安曇野市校長会
安曇野市内高等学校 校長会
安曇野市PTA連合会
安曇野市保育園保護者会連絡協議会
安曇野市子ども会育成会連合会
安曇野市体育協会
安曇野市芸術文化協会連絡協議会
安曇野市社会福祉協議会
安曇野市民生児童委員協議会
安曇野市老人クラブ連合会
安曇野市男女共同参画推進審議会
安曇野市議会
市長が必要と認めた団体

○安曇野市制施行10周年記念事業庁内推進本部設置要綱

平成26年5月27日訓令第41号

安曇野市制施行10周年記念事業庁内推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市制施行10周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施にあたり的確かつ効率的な判断を行うため、安曇野市制施行10周年記念事業庁内推進本部（以下「推進本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 記念事業の実施計画案の確認に関すること。
- (2) その他特に調整を必要とする事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、安曇野市庁議規則（平成21年安曇野市規則第19号）第6条第1項に規定する部長会議を構成する者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長には副市長を、副本部長には政策部長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係する職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年5月27日から施行する。

○安曇野市制施行 10 周年記念事業庁内検討部会設置要綱

平成26年 5 月27日訓令第40号

安曇野市制施行10周年記念事業庁内検討部会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安曇野市制施行10周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施にあたり記念事業の計画的な運営及び円滑な推進のため、安曇野市制施行10周年記念事業庁内検討部会（以下「検討部会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 記念事業の実施計画案の策定に関すること。
- (2) 記念事業の実施及び推進に関すること。
- (3) 関係部課等との調整に関すること。
- (4) 関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他特に調整を必要とする事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討部会の委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(部会長)

第 4 条 検討部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、政策経営課長をもって充てる。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて、関係する職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 検討部会の庶務は、政策部政策経営課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年 5 月27日から施行する。

別表（第 3 条関係）

議会事務局次長 総務管理課長 職員課長 危機管理課長 人権男女共同参画課長 庁舎建設推進課長 秘書広報課長 情報統計課長 財政課長 市民税課長 資産税課長 収納課長 財産管理課長 地域づくり課長 市民課長 環境課長 廃棄物対策課長 豊科支所地域課長 穂高支所地域課長 三郷支所地域課長 堀金支所地域課長 明科支所地域課長 長寿社会課長 福祉課長 子ども支援課長 健康推進課長 介護保険課長 国保年金課長 農政課長 耕地林務課長 商工労政課長 観光交流促進課長 監理課長 建設課長 都市計画課長 建築住宅課長 経営管理課長 上水道課長 下水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化課長 図書館交流課長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

安曇野市制施行 10 周年記念事業 実施計画書

平成 27 年 3 月

作成：安曇野市 政策部 政策経営課

所在地 〒399-8205 長野県安曇野市豊科 4932 番地 46

電 話 0263-71-2000 (内線 1413)

ファックス 0263-71-5000

電子メール seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp

(平成 27 年 4 月 1 日より所在地等が変更になります。)

所在地 〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電 話 0263-71-2000 (代表)

0263-71-2401 (直通)

ファックス 0263-71-5155

電子メール seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp (変更なし)